

「地域金融力強化プラン」の要点

ポイントは①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備

金融調査部

研究員

西野 綾斗

[要約]

- 2025年12月19日、金融庁から「地域金融力強化プラン」が公表された。
- 人口減少・少子高齢化が進行する中でも地域が持続的に発展するために、「地域金融」には幅広く金融仲介機能を担うことで地域経済に貢献する「地域金融力」の発揮が求められている。また、その担い手である地域金融機関が、持続可能性を確保しつつ役割を果たすための環境整備も進める必要がある。
- こうした状況を背景に、同プランでは、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備、という2つの観点から、施策や取組が示されている。

1. はじめに

2025年12月19日、金融庁から「[地域金融力強化プラン](#)」が公表された。これは、金融審議会の下に設置された「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」（以下、WG）の[報告書](#)（2025年12月18日）を基に、「地域金融力」発揮のための施策や具体的取組を取りまとめたものである。

人口減少・少子高齢化が進行する中でも地域が持続的に発展するために、「地域金融」には幅広く金融仲介機能を担うことで地域経済に貢献する「地域金融力」の発揮が求められている。また、その担い手である地域金融機関が、経営の持続可能性を確保しつつ、その役割を果たしていくための環境整備も併せて進める必要がある。こうした状況を背景に、WGの設置や同プランの策定が行われた。今後は、このプランの内容を反映した法改正や監督指針の改正が行われる見込みだ。

同プランには①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備、という2つの軸がある（図表1）。以下、この2つの軸に沿って、同プランの要点を紹介する。

図表 1 「地域金融力強化プラン」の概要

- ・ 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）への期待は極めて強い。
 - ・ 地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を發揮していくため、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備からなる地域金融力強化プランを強力に推進する
- | | |
|---|--|
| <p>① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内外のプレイヤーとの連携を通じた中小企業等への成長支援 ・ M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援 ・ 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進 ・ 地域企業へのDX支援の推進 等 | <p>② 地域金融力発揮のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充 ・ 早期警戒制度の見直し ・ モニタリングの強化 等 |
|---|--|

（出所）金融庁「[地域金融力強化プランの概要](#)」（2025年12月19日）より大和総研作成

2. 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

背景

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域企業の人手・後継者不足も深刻になりつつある。地域金融には、従来行ってきた地域企業への資金繰り支援等だけでなく、地域企業・社会が課題に対応し持続可能な姿に変革していくために、以下を実施することなどが期待されている。

- ・ 内外のプレイヤーと連携しつつ、中堅・中小企業の研究開発や設備投資、事業買収等を支援し成長につなげること
- ・ 顧客企業のM&A・事業承継や経営人材確保、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を支援し、事業の持続につなげること
- ・ 官民連携のまちづくりへの参画等を通じ、地域課題の解決に資すること

そして、これらを実現するべく「地域金融力強化プラン」では10項目の施策において具体的な取組が示された。ただし、全ての取組を地域金融機関が画一的・網羅的に行うのではなく、それぞれの状況に照らして有効なものを選択することが求められている。

施策と具体的な取組

図表2は「地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決」を実現するために掲げられた10項目の施策についてまとめたものである。なお、「M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援」、「経営者保証に依存しない融資の促進」、「地域企業へのDX支援の推進」の3項目については具体的な取組に監督指針の改正も盛り込まれている。これらの点については、同プラン公表日に監督指針の改正案¹も既に公表されている。

¹ 改正案の具体的な内容については、金融庁「[『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）の公表について](#)」（2025年12月19日）を参照。

また、それ以外の施策では、「企業価値担保権も活用した事業性融資」に関連して、2026年5月に事業性融資推進法²が施行されて企業価値担保権制度が開始されることや、「投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進」に関連して、規制緩和等のために銀行法施行規則が見直される可能性があることにも注意が必要である。

図表 2 「地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決」に関連する施策

- 1. 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援**
 - ✓ 地域における成長意欲の高い中堅・中小企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う
- 2. M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援**
 - ✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し
- 3. 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進**
 - ✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る
 - ✓ 地域におけるメインバンクの状況に関するデータを踏まえ、メインバンク機能の強化に向けた方策を検討
- 4. 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進**
 - ✓ 2026年5月導入の企業価値担保権活用に向けた環境整備を進める
- 5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援**
 - ✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す
- 6. 経営者保証に依存しない融資の促進**
 - ✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大
- 7. 地域企業へのDX支援の推進**
 - ✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施
- 8. 地域課題の解決**
 - ✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進
 - ① ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進
 - ② 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画
 - ③ 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進
 - ④ 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進
 - ⑤ 地域における資産形成や金融経済教育における貢献
 - ⑥ 金融・資産運用特区の取組の推進
- 9. 地域金融機関による地域活性化の取組の促進**
 - ✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する
 - ✓ 各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく
- 10. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進**
 - ✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討

(出所) 金融庁「[地域金融力強化プランの概要](#)」(2025年12月19日)より大和総研作成

3. 地域金融力発揮のための環境整備

背景

「地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決」で示されたのは、地域金融力を具体的に発揮する方策である。ただ、その担い手である地域金融機関も以下のような課題を抱えている。

² 法律の詳細については、平石隆太「[『事業性融資の推進等に関する法律案』概要](#)」(大和総研レポート、2024年5月30日)を参照。

- ・ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化するサイバー攻撃やマネー・ローンダリングへの対応等が求められ、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大し、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の必要性も高まっている。
- ・ 人口減少・少子高齢化が進行する中で預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性がある。
- ・ さらに、今後仮に大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等が生じれば、経営基盤が大きく損なわれるおそれがある。³

したがって、地域金融機関が地域からの期待に応え続けるために、将来にわたって十分な経営体力・収益基盤を確保できるような環境整備を行うことも不可欠である。「地域金融力強化プラン」ではそのための施策や具体的な取組も示されている。

施策と具体的な取組

図表3は「地域金融力発揮のための環境整備」を実現するために掲げられた施策についてまとめたものである。地域金融機関のコスト軽減や経営基盤の強化、監督機関によるモニタリングの強化といった、地域金融機関が持続的に健全な経営をしていくための施策が示されている。

図表3 「地域金融力発揮のための環境整備」に関する施策

1. 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組
 - ✓ 複数の金融機関による、内部監査の共同化の方策の検討や、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進
2. 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等
 - (1) 資本参加制度の期限延長・拡充
 - ✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とする
 - ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
 - ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備
 - (2) 資金交付制度の期限延長・拡充
 - ✓ 申請期限を2031年3月末までの5年間延長
 - ✓ 交付上限額・補助率を引き上げる（例：上限額30億円→50億円等）とともに、交付対象行為・経費を拡充
 - ✓ 中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備
 - (3) 優先出資の償却方法の弾力化
 - ✓ 協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化
3. その他の環境整備
 - ① 早期警戒制度の見直し
 - ② モニタリングの強化等
 - ✓ 財務局を含めたモニタリング体制を抜本的に強化
 - ✓ 金融仲介機能の発揮についてモニタリングを実施
 - ③ 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）
 - ④ 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し

（出所）金融庁「[地域金融力強化プランの概要](#)」（2025年12月19日）より大和総研作成

³ 上記3点とも、金融庁「[地域金融力強化プラン](#)」（2025年12月19日）14ページより引用。

注目されるポイント：資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充

「地域金融力発揮のための環境整備」のポイントは、資本参加制度・資金交付制度の期限延長や拡充について具体的に示されたことである。現行制度の申請期限が迫る中で、今後も制度を続けるのか、続けるならばどのような内容にするのかなどがWGで議論されており、WGの報告書では期限延長や拡充が要請され、「地域金融力強化プラン」ではそれに応える形で具体的な案が示された。同プランでは、この案を盛り込んだ改正法案の次期（2026年）通常国会への提出を目指すとしている。以下ではその改正案の内容について紹介する。

(ア) 資本参加制度の期限延長・拡充

資本参加制度は、自己資本の充実による経営基盤の強化を目指す地域金融機関に対し、国（預金保険機構）が優先株式の引受け等によって資本参加を行う制度である。この制度について、①申請期限の延長、②災害等特例の常設化、③資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保、の3点が示された。

①の申請期限の延長については、現行法では2026年3月末に申請期限を迎えることになっていたところ、これを延長し、「当分の間」の措置とするの方針が示された。具体的な期限は示されていないものの、人口減少等の構造的課題に長期的に対応していくために、制度の施行状況を検証しつつ、必要に応じて見直される見込みである。

②の災害等特例の常設化は、これまで東日本大震災や新型コロナウイルス感染症のまん延の影響に対応するために都度設けられてきた特例を常設のものとし、必要に応じて個別の災害等を指定することで特例を適用できるようにするものである。

③の資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保は、資本参加制度の実効性を高めるべく、資本参加先の地域金融機関に対するチェック機能や監査機能を強化しようとするものである。

(イ) 資金交付制度の期限延長・拡充

資金交付制度は、合併等の事業の抜本的な見直しによって業務の効率性や収益性の向上を目指す地域金融機関に対し、その見直しにかかる費用の一部を国（預金保険機構）が負担する制度である。資金交付制度については、①申請期限の延長、②制度の拡充、の2点が示された。

①の申請期限の延長については、資金交付制度と同様の政策目的を持つ独占禁止法の特例法の廃止期限である2030年11月を意識し、現行の申請期限である2026年3月末から5年間延長し、2031年3月末までとする方針が示された。

②の制度の拡充については、交付上限額の30億円から50億円への引上げや、協同組織金融機関への補助率の1/3から1/2への引上げ、交付対象行為・経費の拡充などが示された。

4. おわりに

「地域金融力強化プラン」では、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備、という2つの方向性について具体的な施策が示されており、各地域金融機関や監督機関などがこのプランに沿った取組を行うことで、地域金融力の強化につながることが期待される。

その中で難しくなるのが監督機関によるモニタリングの在り方であろう。同プランには資本参加制度におけるチェック機能の強化や早期警戒制度の見直しなど、地域金融機関のモニタリング対応負担が増すような取組が含まれている。実際、一部の委員からはモニタリング対応負担が過度になってしまふおそれがあるとの懸念もWGでは出ている⁴。監督機関は、モニタリングの強化と同時に効率化も進めることで、地域金融機関の負担が重くなりすぎないよう努める必要があるだろう。

また、同プランの内容はWGの報告書と概ね対応しているものであり、WGで議論が進まなかつた論点についてはほとんど盛り込まれなかつた。このような論点は、WGの議論では「中長期的な整理が必要な論点」⁵としてまとめられており、以下のようなものが挙げられている。

- 業務範囲規制のさらなる緩和（事業承継や再開発等に伴う不動産仲介業務の解禁など）
- 銀行持株会社から一般持株会社への移行
- 協同組織金融機関の在り方と併せた検討が必要な論点（員外貸出の拡大など）

これらの論点について、WGの報告書では「制度整備の検討に当たり、業・制度そのものの在り方を含めた総合的な検討が必要」⁶と述べられており、今後の金融審議会などにおいてさらなる議論が行われることが予想される。

⁴ 金融庁「[金融審議会『地域金融力の強化に関するワーキング・グループ』（第2回）議事録](#)」より山本眞弓委員（アルク法律事務所）発言、金融庁「[金融審議会『地域金融力の強化に関するワーキング・グループ』（第3回）議事録](#)」より松本憲治委員（日本商工会議所中小企業振興部長）発言など。

⁵ 金融庁「[金融審議会『地域金融力の強化に関するワーキング・グループ』（第3回）事務局参考資料](#)」より。

⁶ 金融庁「[地域金融力強化プラン](#)」（2025年12月19日）24ページより。